

重要事項説明書

居宅介護支援事業所

ホットケアプランセンター姫路

重要事項説明書（居宅介護支援事業）

あなたが利用しようと考えている、居宅介護支援事業について、契約をする前に知っておいていただきたい内容をご説明してあります。ご不明な点があればご遠慮なくご質問ください。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者の名称	株式会社 アニスト
代表者の氏名	戸部 義明
事業者の住所 (連絡先)	大阪市大正区三軒家東1丁目7-18 コニシビル201号 TEL 06-4394-2880 FAX 06-4394-2881

2 居宅介護支援事業を提供する事業所について

事業所の名称	ホットケアプランセンター姫路
介護保険指定事業所番号	兵庫県 第 2874010958 号
事業所の所在地 (連絡先)	兵庫県姫路市花田町小川42番地1 TEL 079-252-6320 FAX 079-252-6321
管理者の氏名	岩本 光代
相談担当者の氏名	
事業の実施地域	兵庫県姫路市・高砂市・加古川市・明石市・神戸市（家島を除く）

3 事業の目的および運営の方針

事業の目的	① 要介護者等の心身の状況や環境に応じて、本人や家族の意向等を基にサービスの計画を作成するとともに、サービスの提供確保に努める。 ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行い、事業者の選定は公正中立に行ないます。
運営の方針	利用者の意思および人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援する。

4 事業所の営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前9時から午後6時

5 事業所の職員体制

管 理 者	運営管理	1 名
介護支援専門員	介護支援業務	2 名
事 務 員	一般事務	0 名

6 居宅介護支援の内容、利用料、その他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険 適用有無	1 ヲ月あた りの料金	1 ヲ月あたり の利用料
①居宅サービス計画の作成	別紙の居宅介護支援契約書に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」をご参照下さい。	左の①から⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となります。	要介護 1・2 11,088 円	介護保険の適用となる場合は利用料を支払う必要はありません。全額介護保険により負担されます。
②居宅サービス事業者との連絡調整				
③サービス実施状況の把握と評価				
④利用者の状況把握				
⑤給付管理				
⑥介護認定申請に対する協力と援助				
⑦相談業務				

居宅介護支援（Ⅰ）

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費(i) 11,088 円	居宅介護支援費(i) 14,406 円
〃 45 人以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費(ii) 5,554 円	居宅介護支援費(ii) 7,187 円
〃 45 人以上の場合の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費(iii) 3,328 円	居宅介護支援費(iii) 4,308 円

居宅介護支援（Ⅱ）

・ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している事業所

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 50 人未満の場合	居宅介護支援費(i) 11,088 円	居宅介護支援費(i) 14,406 円
〃 50 人以上の場合において、50 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費(ii) 5,380 円	居宅介護支援費(ii) 6,973 円
〃 50 人以上の場合の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費(iii) 3,226 円	居宅介護支援費(iii) 4,186 円

	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,063 円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,552 円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日の内に、必要な情報提供を行った場合 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,042 円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、必要な情報提供を行った場合 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日も含む
	退 院 ・ 退 所 加 算 （Ⅰ）	4,594 円/回 (6,126 円)	退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を 1 回行った場合（ ）内は医療機関とカンファレンスを行った場合の算定加算額
	退 院 ・ 退 所 加 算 （Ⅱ）	6,126 円/回 (7,657 円)	退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を 2 回行った場合（ ）内は医療機関とカンファレンスを行った場合の算定加算額
	退 院 ・ 退 所 加 算 （Ⅲ）	9,189 円/回	退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を 3 回行った場合（医療機関とのカンファレンスを行った場合のみ算定）
	通 院 時 情 報 連 携 加 算	510 円/月	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合（一月に 1 回を限度）
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042 円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（一月に 2 回を限度）

	ターミナルケアマネジメント加算	4,084 円/回	在宅で死亡した利用者に対して、 ・終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日 14 日以内に 2 日以上、利用者又はその家族の同意を得て、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合
	特定事業所医療介護連携加算	1,276 円	前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定していること
	特定事業所加算（Ⅰ）	5,298 円	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
	特定事業所加算（Ⅱ）	4,298 円	
	特定事業所加算（Ⅲ）	3,297 円	
	特定事業所加算（A）	1,163 円	
	同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	所定単位数の 95%を算定	対象となる利用者 ・指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 ・指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（上記を除く。）に居住する利用者

7 利用者の居宅を訪問する頻度のめやす

介護支援専門員が利用者の状況を把握するため、利用者の要介護（支援）認定有効期間中に、一ヶ月に 1 度は居宅を訪問いたします。尚、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合には、利用者の承諾を得て居宅を訪問いたします。

8 利用料、その他の費用の請求および支払方法について

①利用料、その他の費用の請求	イ 利用料、その他の費用について、利用者負担がある場合には、支援業務提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額によりご請求いたします。 ロ 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月に利用者あてにお届けします。
②利用料、その他の費用の支払い	イ 利用者負担のある場合には、支援業務提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合の上、請求月の 20 日までに当事業所事務室でお支払いください。 ロ お支払いの確認後、領収書をお渡ししますので大切に保管をお願いい

	たします。尚、領収書の再発行はできませんのでご了承下さい。 ハ 利用料その他の費用について、お支払い期日から 2 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも応じず、お支払いがない場合には、契約を解約したうえで、未払い分をお支払いいただきます。
--	---

9 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密の保持は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者及び家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、責任を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止いたします。

10 事故発生時の対応について

事故発生時の対応	事業所のサービス提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償責任のある事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
----------	--

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。
保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名：居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者・居宅支援事業者損害賠償責任保険
保障の概要：一事項につき 3 億円まで
ただし、その損害の発生についてご利用者に故意、または過失が認められる場合には、損害賠償責任は免責となる場合があります

11 身体的拘束の適正化について

（1）利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わないものとする。
（2）身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

12 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置講じます。

（1）虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。	<table><tr><td>虐待防止に関する責任者</td><td>岩本 光代</td></tr><tr><td>虐待防止に関する担当者</td><td>山本 史郎</td></tr></table>	虐待防止に関する責任者	岩本 光代	虐待防止に関する担当者	山本 史郎
虐待防止に関する責任者	岩本 光代				
虐待防止に関する担当者	山本 史郎				
（2）成年後見制度の利用を支援します。					
（3）苦情解決体制を整備しています。					
（4）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。					

- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立しています。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

1 3 居宅介護支援業務の実施方法等について

I 居宅介護支援業務の実施は次のとおりである。

- (1) 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

II 居宅サービス計画の作成について

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
- ① 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- ② 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供し、複数の事業所の紹介を求める事が可能である事を説明します。
- ③ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
- ④ 利用者またはその家族が、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能であり、また現在の提供事業所（前6か月間）の利用割合について説明します。
- ※（利用割合：別紙参照）
- ⑤ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- (2) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
- ① 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
- ② 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

III サービス実施状況の把握、評価について

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2) 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- 尚、指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とします。
- ア 利用者の同意を得ること。
- イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
- i 利用者の状態が安定していること。
- ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
- iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- ウ 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- (4) 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

IV 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

V 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

VI 要介護認定等の協力について

- (1) 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- (2) 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

VII 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

1 4 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

1 5 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 6 情報開示について

事業者は、利用者等の求めに従って、利用者ご自身に関する情報（ご利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示します。

但し、ご本人以外、あるいは身元引受人でない方（他のご家族様等）からのご請求につきましては、書面にてご本人様のご了解を得、開示させていただきます。

1 7 介護支援業務に関する相談及び苦情について

（事業所の窓口） 株式会社 アニスト ホットケアプランセンター姫路	所在地 兵庫県姫路市花田町小川42番地1 電話番号 079-252-6320 担当 岩本 光代 FAX 079-252-6321 受付時間 午前9時～午後6時
（市役所の窓口） 高齢者支援課 介護保険	所在地 姫路市 電話番号 079- FAX 079- 受付時間 午前 午後
（公的団体の窓口） 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 078-332-5617 FAX 078-332-9520 受付時間 午前8時45分～午後5時15分

[居宅介護支援事業 重要事項説明 同意書]

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

前記の内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、利用者に必要な説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府大正区三軒家東1丁目7-18 コニシビル 201号
	法人名	株式会社 アニスト
	代表者名	戸 部 義 明
事業所	所在地	兵庫県姫路市花田町小川42番地1
	事業所名	ホットケアプランセンター 姫路
	説明者名	岩 本 光 代 印

上記の内容について事業所から説明を受け十分理解しました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印